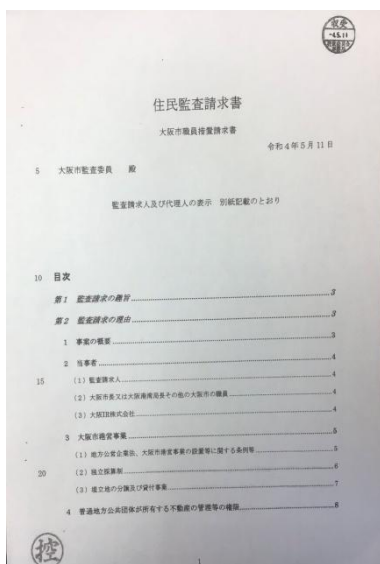


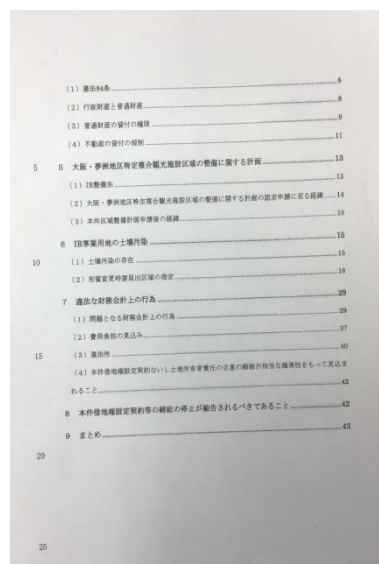
大阪 IR カジノ「住民監査請求書」

5月11日に提出された大阪 IR に関する「住民監査請求書」(大阪市職員措置請求書)を抜粋して紹介する。写真の目次のように、監査請求の理由など 43 ページで構成。

監査請求事案の概要。
本件は、大阪府と大阪 IR 株式会社が実施する予定の大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画において、大阪 IR 株式会社が行う IR 事業のための事業用地として、大阪市の所有する大阪・夢洲地区の一部の賃貸借契約の締結が予定されてい



住民監査請求書	
大阪市職員措置請求書	
令和4年5月11日	
5	大阪市監査委員 殿
監査請求人及び代理人の表示 別紙記載のとおり	
10 目次	
第1	監査請求の趣旨
第2	監査請求の理由
1	事業の概要
2	当事者
15	(1) 監査請求人
	(2) 大阪市長又は大阪府知事その他の大阪市の職員
	(3) 大阪府知事
3	大阪府監査事業
	(1) 地方自治法第2条、地方自治法第4条1項、地方公営企業法第3条等に違反して
	(2) 違法な財務会計上の行為
30	(3) 違法な借付及び貸付事業
4	普通地方公共団体が所有する不動産の管理等の権限



(1) 普通地方	8
(2) 行政財産と普通財産	8
(3) 普通財産の貸付の権限	9
(4) 不動産の貸付の規制	11
5	大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画
(1) 調整計画	13
(2) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定申請に関する経緯	14
(3) 本件区域整備計画承認の経緯	15
6	監査請求の土地汚染
(1) 土地汚染の存在	15
(2) 高度汚染特定区域指定の経緯	18
7	違法な財務会計上の行為
(1) 期間となる財務会計上の行為	29
(2) 費用負担の見込み	37
15	(3) 違法性
(4) 本件借地権設定契約の土地所有者責任の合意の締結が現在もなされてお	42
れること	42
8	本件借地権設定契約等の締結の停止が勧告されるべきであること
9	まとめ
43	

るところ、当該契約に関して、大阪府が土地の所有者の責任として当該事業のために必要な土壌汚染除去等の処理費用を負担する旨の合意をすることが相当の確実さをもって予測されることから、監査請求人らが本件借地権設定契約等の締結の差止め等を求めた事案である。

大阪港湾局長等が本件借地権設定契約に伴い土地所有者責任の合意を締結することは、地方自治法2条、地方自治法4条1項、地方公営企業法3条等に違反しており、違法である。

本件借地権設定契約等の締結の時期は、2022年冬頃とされており、そうなった場合、大阪府は、著しく不利な条件で際限のない負担を負うことになる。すなわち、大阪府に生ずる回復困難な損害を避けるため緊急の必要がある。また、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれはない。

そうすると、監査委員は、地方自治法242条4項に基づく本件借地権設定契約等の締結の停止の勧告を行うべきである。

以上の通りであり、大阪港湾局長等が本件借地権設定契約ないし土地所有者責任の合意を、大阪 IR 株式会社と締結することは、違法な財務会計上の行為であるので、大阪府の住民である監査請求人らは、監査請求の趣旨の通り、本件借地権設定契約の締結の差止めをその他の必要な措置を講ずること及び停止の勧告を求める。

(2022年5月15日)